

# 北海道文教大学後援会会則

(目的)

第1条 本会は、北海道文教大学（以下「本学」という。）の建学の精神に則り、会員相互の協力によって本学を後援し、その発展充実に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は北海道文教大学後援会と称し、事務所は北海道文教大学内に置く。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学生生活向上のための援助
- (2) 本学の正課外活動に対する援助
- (3) 本学在学生の父母との連携
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 国際交流活動に対する援助
- (6) 特別会員の学術研修並びに福利厚生に関する援助
- (7) 修学資金貸付金による援助
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員：本学在学生の父母、又はこれに代わる者
- (2) 賛 助 会 員：本会の趣旨に賛同し協力する者及び卒業生の父母、又はこれに代わる者
- (3) 特別会員：本学に在職する教職員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名 誉 会 長：本学理事長
- (2) 顧 問：本会功労者から若干名を置くことができる。
- (3) 会 長：特別会員以外から総会において選任する1名
- (4) 副 会 長：ア) 学長  
イ) 特別会員以外から総会において選任する2名
- (5) 理 事：各学科の正会員から3名以内及び大学学部長
- (6) 監 査：特別会員以外から総会において選任する2名
- (7) 会 計：特別会員から1名
- (8) 幹 事：特別会員から若干名

(役員の任期)

第6条 本学役職者が兼ねる名誉会長、副会長、顧問を除く役員の任期は1年とし、再

任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 本会役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務の統括及び遂行、総会並びに役員会等全ての会議を召集し、その議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその仕事を代行する
- (3) 理事は、総会並びに役員会において決定委任された事項及びその他必要な会務を処理する
- (4) 監査は、本会の経理を監査する
- (5) 会計は、本会の経理に関する一切の事務を掌る
- (6) 幹事は、本会の庶務を掌る
- (7) 顧問は、本会の重要事項について、総会並びに役員会に出席し、意見を述べることができる

(機関)

第8条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
  - (2) 役員会
- (総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年1回開催する。また、臨時総会は、会長及び役員会が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画、予算及び決算
  - (2) 会則の改廃
  - (3) 役員を選出
  - (4) その他必要事項及び会務の報告
- 4 総会は、正会員の過半数の出席者をもって成立する。ただし、役員会の議を経て書面による委任をもってこれに代えることができる。
- 5 議事は、出席者の過半数の同意によって決定する。ただし、総会の審議事項にして緊急を要するものは、役員会において代行し、事後承認を得るものとする。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じ随時開催し、次の事項を審議する。

- (1) 会務の処理に関する事項
  - (2) 総会に提案する議案の作成
  - (3) その他必要事項
- 2 役員会の定足数は、役員総数の過半数とし、議事は出席者の過半数の同意によって

決定する。

3 会長は、必要に応じて本学教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第12条 正会員の会費は、別に定める細則によるものとし、毎学年学費と同時に納入するものとし、その徴収を大学に委託する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部)

第14条 本会は、必要に応じ地方支部を設けることができる。

(事務局)

第15条 本会の業務を適正に処理するため北海道文教大学内事務局を設け、その職員は大学職員をもって充てる。

(その他)

第16条 本会則に定めのない事項については、細則に定める。

2 細則は、役員会において決定する。

附 則

この会則は、平成16年6月5日より施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。